

(案)

第4期鎌倉市観光基本計画 実施計画（アクションプラン）

前期計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）



～令和8年度（2026年度）版～

鎌倉市

目次

第1章 実施計画（アクションプラン）の概要	2
1 実施計画（アクションプラン）の位置づけと期間	2
2 第4期観光基本計画の基本理念、目標、施策分野 【基本理念】	3
第2章 個別施策一覧	9
1 目標Ⅰ：観光がもたらす豊かさの実感	9
2 目標Ⅱ：誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	10
3 目標Ⅲ：人材育成・連携体制づくり	11
4 目標Ⅳ：多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実	12
第3章 個別施策の詳細	13
1 目標Ⅰ：観光がもたらす豊かさの実感	13
(1) 観光がもたらす経済的社会的効果の共有	13
(2) 責任ある観光（レスポンシブルツーリズム）の推進	14
(3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入	16
(4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致	17
2 目標Ⅱ：誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	18
(1) 分散型観光の推進	18
(2) 泊まる観光の推進	19
(3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進	20
(4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実	21
(5) 観光案内の充実	22
(6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり	23
3 目標Ⅲ：人材育成・連携体制づくり	24
(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化	24
(2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり	25
(3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供	26
(4) 鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす	27
4 目標Ⅳ：多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実	28
(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり	28
(2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進	30
(3) 観光資源に関する効果的な情報発信	31
(4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ	32
(5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用	34
第4章 実施体制	35

第1章 実施計画（アクションプラン）の概要

1 実施計画（アクションプラン）の位置づけと期間

第4期鎌倉市観光基本計画実施計画（アクションプラン）（以下「本実施計画」という。）は、第4期鎌倉市観光基本計画（以下「基本計画」という。）の実現に向け、限りある資源を優先的・集中的に配分した取り組みを定める戦略的な行動計画として、基本計画の基本理念とそれに基づく4つの目標、19の施策分野に分類される具体的な事業や取組を示しています。

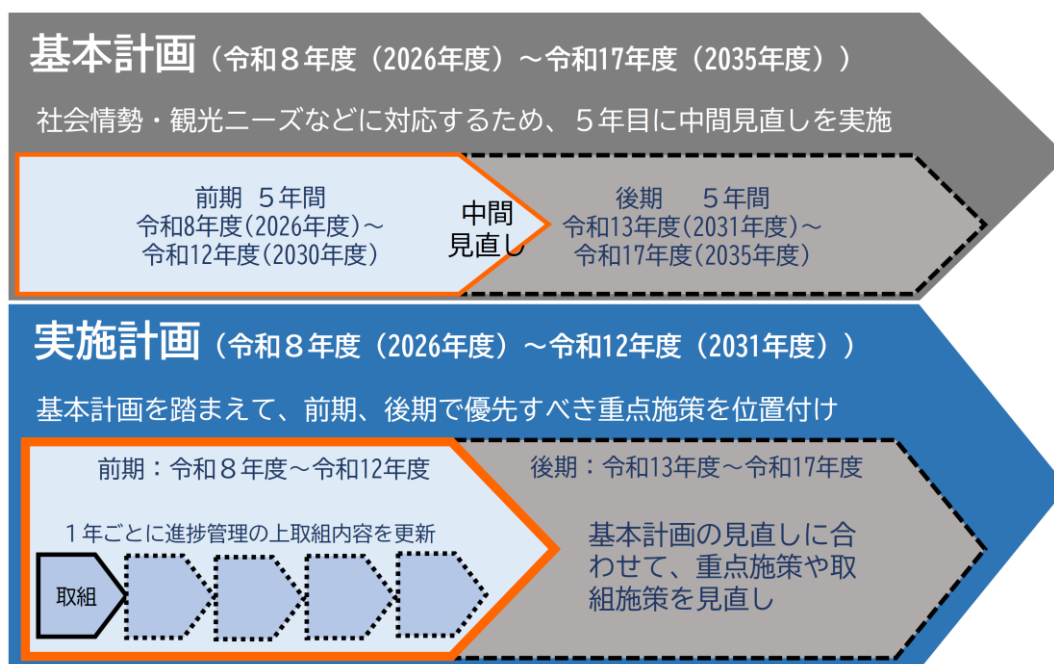
基本計画は、令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10年間の総合かつ基本的な方向性を示しつつ、急速に変化する社会情勢・観光ニーズ等に対応するため、5年目に中間見直しを実施し、社会情勢や課題を反映するなど、計画の柔軟性を確保しつつ実効性を向上させることとしています。

そのため、本実施計画は、計画期間を令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）の5年間とし、計画前期では、市民と観光旅行者双方が観光による豊かさを実感し、還元できる仕組みづくりに注力します。これにより、観光を通じて市民と観光旅行者双方が恩恵を共有し、地域の活力を高めることを目指します。後期では、観光資源の保全と活用を支える基盤を構築するとともに、持続可能な観光まちづくりに向けて、人材育成・連携体制づくりに着手します。

本実施計画は、この基本計画前期の5年間に実施する事業を掲載しており、計画期間終了後は、基本計画の見直しに合わせ、後期実施計画を策定します。

また、本実施計画の掲載事業については、毎年度に進捗確認を実施し、新規事業の追加などの見直しを実施します。

【基本計画と本実施計画の関係】



2 第4期観光基本計画の基本理念、目標、施策分野

【基本理念】

住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉

第3期観光基本計画では、第1期観光基本計画から共通して掲げていた「住んでよかった、訪れてよかった」という基本理念を継承したうえで、世界に誇る鎌倉の魅力や価値の位置付けを意識し、成熟した観光都市を目指すまちづくりを進めてきました。

鎌倉市の持つ魅力について考えると、鎌倉時代という一時代を形成した武家社会により洗練された武家文化や、質実剛健な武士の精神性と結びついた神社仏閣等の宗教文化、これらを織りなす多くの歴史文化遺産が挙げられます。また、江戸時代には、武家政権発祥の地として、参詣や遊山の対象として注目された観光文化、明治時代には、保養の適地として多くの別荘が建てられたことにより生まれた別荘文化、そして古都鎌倉の趣に憧憬を抱き集まった鎌倉文士が生み出した芸術文化など、複層的な文化の魅力が今も息づいています。

また、三方を山に、一方を海に囲まれたこのまちは、四季折々の豊かな自然に包まれるとともに、自然と建築物が調和した景観美を楽しむことができます。

これらの歴史文化や自然景観を保存・継承するために様々な活動をしてきた先人たちの想いや革新的な価値観が、長い年月の中で紡がれてきた鎌倉の伝統としてこのまちに根付き、また新たな価値と出会い、磨かれることで、複層的かつ複雑でありながら、普遍的な「鎌倉」の価値を創出してきたのです。これこそが、鎌倉に住まう人々の誇りや郷土愛の源であるとともに、国内外から鎌倉を訪れる多くの観光旅行者に体感して頂きたい鎌倉でこそ味わえる観光の魅力であると考えます。

世界的にも、観光の経済、社会、環境への影響を考慮する「持続可能な観光」の考え方をはじめとして、観光客が訪れる前よりも良い状態に再生・改善をする「再生型観光」や、旅行者が旅行先の観光や文化等に与える影響に責任を持ち、旅行先に配慮する「責任ある観光」の考え方が広がってきています。

このような価値観の変化のもと、先人たちが磨き続けてきた営みの結晶の積み重ねである「鎌倉らしさ」に、訪れる観光旅行者が共感し、このまちや住まう方に敬意を払って訪問していただけるように、これからも世界に向けてこのまちの魅力や、まちへの想いを広く発信していくことで、観光の「質」の向上を目指します。

そして、これまでの「住んでよかった、訪れてよかった」成熟した観光都市としての考えを継承した上で、より将来に向けた発展的な意思を込めて、「住み続けたい、また訪れたい」まちを目指すこととし、市民と観光旅行者の共生のもと、本市ならではの観光振興に取り組みます。

【基本理念、目標、施策分野一覧】

基本理念	
住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉	
目標	施策分野
I 観光がもたらす豊かさの実感	(1) 観光がもたらす経済的・社会的効果の共有 (2) 責任ある観光（レスポンシブルツーリズム）の推進 (3) 観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入 (4) 地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致
II 誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備	(1) 分散型観光の推進 (2) 泊まる観光の推進 (3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進 (4) 誰もが利用しやすい観光受入環境の充実 (5) 観光案内の充実 (6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり
III 人材育成・連携体制づくり	(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 (2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり (3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供 (4) 鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす
IV 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実	(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり (2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進 (3) 観光資源に関する効果的な情報発信 (4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ (5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用

目標Ⅰ： 観光がもたらす豊かさの実感

市民が普段の生活で、観光に係る恩恵を実感することはなかなか難しいものです。観光がもたらす経済的・社会的効果、例えば「実は観光のおかげでこんなに鎌倉はよいまちになっている」ということを分かりやすく発信することは、行政の重要な役割です。そのため、観光の意義や施策、その効果など、市民が観光による恩恵を実感できるような情報発信を行い、市民と共有します。

また、観光にかかる施策の財源について、市民だけが負担するのではなく、観光旅行者にもしっかりと負担を求め、それを観光資源に循環していくこと、すなわち原因者・受益者負担の仕組みの導入も重要です。加えて、鎌倉市を支援・応援していただける、いわゆる関係人口を増やすため、例えばふるさと納税などのような仕組みの充実を図ります。

これらの施策を通して、「観光がもたらす豊かさ」を市民が実感すること、観光旅行者が市民に対しおもいやりや配慮をもって観光してもらうことで、お互いが敬意を持ち「住み続けたい、また訪れたい」と思ってもらえる持続可能な観光を目指します。

<施策分野>

（１）観光がもたらす経済的・社会的効果の共有

本市における観光の意義、観光に関する施策、観光がもたらす経済的・社会的効果等を市が適切に発信していくことで、観光に関する市民理解を深めるとともに、より効果的な観光施策の実現につなげます。

（２）責任ある観光（レスポンスブルツーリズム）の推進

本市に訪れる観光旅行者が、自然や生態系に配慮するとともに、地域の慣習やマナー、住民生活を尊重した行動を取っていただけるよう、旅マエでの情報周知や現地における意識醸成を図ります。

（３）観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入

公衆トイレや観光案内板の整備等の観光にかかる受入施環境整備費や、ごみ処理やトイレの清掃費等の維持管理費といった観光施策の実施に必要な費用を、原因者・受益者である観光旅行者に負担を求められる仕組みを導入し、持続可能な観光を目指します。

（４）地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致

鎌倉市を訪れた観光旅行者等が、訪れた後も地域や地域の人々と多様に関わる、いわゆる「関係人口」として、今後も継続して鎌倉市を支援・応援していただけるように、地域貢献のイベントやふるさと納税の仕組みの充実を図ります。



目標Ⅱ：誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備

日々多くの観光旅行者が訪れる本市においては、観光旅行者が快適に過ごせる環境の整備は不可欠です。

近年では、特定の時間や場所に観光旅行者が集中する、いわゆるオーバーツーリズムといった問題に直面しています。また、急増する訪日外国人旅行者の文化の違いなどもあいまって、市民生活に重大な影響を及ぼしています。

これらの課題に対し、観光に関するマナーや防災情報を多言語で分かりやすく発信し、訪日外国人旅行者に対し適切に届けることで、市民にとっては安全・安心に生活できる住環境を、訪日外国人旅行者にとっては快適に観光できる環境の創出を目指します。

また、豊富な観光資源を有する本市だからこそできる「場所の分散」や、市内に宿泊してもらうことで、夜や早朝の静かな本市を楽しんでもらうといった「時間の分散」を推進し、過度な混雑の解消を目指します。併せて、四季折々の魅力を発信し、年間を通じて観光旅行者の季節的な分散化を図ります。徒歩での観光を推進することで、電車やバス等の公共交通機関の利用の分散化を図るとともに、周遊や回遊を誘うことで分散化につなげます。

<施策分野>

（1）分散型観光の推進

本市の持つ豊富な観光資源を活用した場所・季節・時間の分散を図ることで、オーバーツーリズム状態の解消を図るとともに、観光旅行者の利便や満足度の向上を図ります。

（2）泊まる観光の推進

市内に宿泊してもらうことで、観光旅行者に早朝や夜間だからこそ味わえる本市の魅力を味わっていただき、時間の分散を図るとともに、観光消費額の向上を目指します。

（3）住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進

訪日外国人旅行者への旅マエの防災情報発信や、災害情報伝達体制を図る等、災害時であっても住民及び観光旅行者がともに安全で安心できる防災対策を推進します。

（4）誰もが利用しやすい観光受入環境の充実

年齢、性別、国籍、宗教や障害の有無にかかわらず、本市に観光に訪れる誰もが利用しやすい受入環境の整備を図るため、公衆トイレ等の整備やユニバーサルデザイン化等に努めます。

（5）観光案内の充実

国内外からの観光旅行者が安全で快適に過ごせるよう、観光案内所の運営、観光マップによる情報発信や、観光案内板、ルート板の充実、多言語化を図ります。

（6）歩いて楽しめる美しい観光まちづくり

徒歩における散策ルートの提案、ハイキングコースの案内や手荷物預かりの充実等、観光旅行者が徒歩で快適に楽しめる提案を行うとともに、地域交通の混雑緩和を図ります。



目標Ⅲ： 人材育成・連携体制づくり

世界に誇れる鎌倉の魅力や価値を国内外に発信し、持続可能な観光都市としていくために、観光旅行者や市民、行政や事業者といった、観光を取り巻く様々なステークホルダーが一体となって、本市が抱える観光課題に向き合うことで、観光都市としての基盤を強化していきます。

また、観光の担い手を育成し、能力の向上と多様な活動の活性化を図るとともに、観光を通じた教育・学習・研究と相互理解の機会の提供を進めます。

このことにより、市民と観光旅行者双方の理解と尊重を深め、鎌倉のまちを愛する応援者を増やすことで、持続可能な観光都市を目指します。

<施策分野>

（１）観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化

鎌倉市観光協会等の鎌倉市の観光を支える団体への支援を行うほか、様々な観光の担い手の育成を目指し、観光マーケティングの実施や場所の提供等を行うことで、担い手の能力の向上や多様な担い手の活動の活性化を図ります。

（２）持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり

観光旅行者、市民、行政や事業者といった、観光を取り巻く様々なステークホルダーが一体となって、様々な観光課題の解決に向けた体制を構築します。また、鎌倉にゆかりのある団体が積極的に交流することで、鎌倉の歴史文化の深い魅力を発信していきます。

（３）教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供

小・中、高等学校等における課外授業や修学旅行における事前学習素材の提供や教育旅行案内の充実を図るとともに、専門的な調査研究を行う大学生等の研究フィールドを提供するなど、観光と通じた教育機会の提供を行うとともに、本市の課題解決等を図ります。

（４）鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす

鎌倉の歴史文化に魅力を感じ、その価値を理解して愛し、守り伝えたいと思う市内外の応援者を増やすことで、鎌倉のまちの魅力をより高めるとともに、責任ある観光の推進を図ります。



目標Ⅳ： 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実

鎌倉のもつ普遍的な価値を広く体感していただくために、本市が保有する豊富な歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを進めることで歴史的風致の維持向上を図り、日本国内だけではなく、世界に誇れる観光都市を目指します。そのために、歴史遺産や文化財の保全・整備・磨き上げを行いながら、地域の文化と自然に根ざした着地型観光の推進を図り観光旅行者の利便性を向上させるとともに、新たな観光資源の発掘・開発と活用にも取り組むことで、観光の選択肢を広げ、分散型観光の推進につなげます。

また、これらの観光資源に関する情報について、観光旅行者が必要な時に必要な情報に必要な言語でアクセスし取得できるよう情報の一元化を進めるとともに、新たな情報発信媒体の活用などにも取り組みます。

<施策分野>

(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり

本市が保有する豊富な歴史的・文化的資源を生かし、鎌倉を構成してきたそれぞれの時代の複層的な魅力を国内外に発信し、世界に誇れる観光都市を目指します。

(2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進

地域の文化と自然に根ざして、現地での体験や地域交流を促す着地型観光の推進を図ることで、地域住民・事業者と観光旅行者との交流を促し、お互いの満足度向上を図ります。

(3) 観光資源に関する効果的な情報発信

観光旅行者が必要な時に必要な情報に必要な言語でアクセスし取得できるよう、情報の一元化を進めるとともに、新たな情報発信媒体の活用等にも取り組みます。

(4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ

歴史遺産や文化財等の観光資源は、単に保全するだけでなく、実際に見学・体験していただくことで、その価値を理解していただくことができます。そのため、活用に向けた整備や磨き上げを行い、観光資源の価値を高めていきます。

(5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用

鎌倉の地域に根付いた文化、生業や行事等から、新たな観光資源を発掘し、開発と活用を図ります。



第2章 個別施策一覧

これまで第3期鎌倉市観光基本計画実施計画に掲載していた施策を整理し、引き続き継続して掲載する施策に新規施策を加え、4つの目標、19の施策分野ごとに分類しました。

その中でも本実施計画において重点的に取り組む施策として重点施策を設定しています。なお、施策の詳細については、表中に記載のページ「<<P●~>>」をご覧ください。

新規施策	本実施計画で新たに掲載した施策です（第3期観光基本計画実施計画（アクションプラン 2020）に掲載していなかった継続施策を含みます）。
重点施策	4つの目標達成に向けて実施する施策のうち、観光の持続可能な発展と地域住民・観光旅行者双方の満足度向上を実現するため、特に重要な施策を位置づけています。

1 目標Ⅰ：観光がもたらす豊かさの実感

施策分野	施策名称	実施主体	新規	重点
（1）観光がもたらす経済的・社会的効果の共有			<<P13~>>	
1	観光統計に関する総合調査の実施	観光課		
2	観光にかかる取組や効果についての市民周知	観光課		重点
（2）責任ある観光（レスポンスブルツーリズム）の推進			<<P14~>>	
1	観光マナーの周知・啓発	観光課※		
2	外国人向け観光マナー周知・啓発パンフレットの作成・配布	観光課		
3	オーバーツーリズム解消に向けた取組	観光課※	新規	重点
4	落書き防止・ごみ不法投棄の監視	環境保全課※		
5	ごみ持ち帰り啓発のためのクリーンキャンペーン	環境保全課	新規	
（3）観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入			<<P16~>>	
1	宿泊税等の原因者・受益者負担の仕組みの導入	観光課※	新規	重点
2	公衆トイレ有料化の仕組みの導入	観光課	新規	重点
3	マナー条例・クリーンかまくら条例の見直しの検討	観光課※	新規	重点
（4）地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致			<<P17~>>	
1	清潔で美しいまちづくりの推進	環境保全課※		
2	海水浴場マナー条例や海・浜のルールブックの周知	観光課※		
3	体験型ふるさと納税の拡充	産業課	新規	

※複数の実施主体で施策を実施しますが、表記の都合上代表する実施主体のみ記載しています。

2 目標Ⅱ：誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備

施策分野	施策名称	実施主体	新規	重点
（1）分散型観光の推進			《P18～》	
1	日本遺産を活用した分散型観光の推進	観光課*	新規	
2	混雑を避けた快適な観光のための情報発信	観光課		
3	交通環境整備事業	交通計画課		
（2）泊まる観光の推進			《P19～》	
1	泊まる観光の魅力の発信	鎌倉市観光協会 ※		
2	鎌倉に合った民泊の適切な運用	地域共生課		
3	宿泊業に対する支援制度の運用	産業課*		
4	鎌倉に合った宿泊施設の誘致	公共施設課	新規	
（3）住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進			《P20～》	
1	災害情報伝達体制の充実	総合防災課		
2	備蓄食糧・資機材の整備	総合防災課		
3	救急情報の提供・啓発	鎌倉市観光協会		
4	誰もが安全・安心して快適に過ごせる海水浴場の開設と運営	観光課		
（4）誰もが利用しやすい観光受入環境の充実			《P21～》	
1	公衆トイレの整備	観光課*		重点
2	Wi-Fi接続環境の維持管理	観光課		
3	観光関連施設の管理、運営事業	鎌倉市観光協会		
（5）観光案内の充実			《P22～》	
1	観光案内板等の整備	観光課		
2	観光案内図の提供	観光課		
3	観光案内所の運営	観光課		
4	日本遺産を活用した案内・誘導	観光課*		
（6）歩いて楽しめる美しい観光まちづくり			《P23～》	
1	ハイキングコースの情報収集及び情報発信	観光課		
2	徒歩散策コースの案内や散策地図の提供	観光課		
3	荷物預かりサービスの拡充支援	鎌倉市観光協会		

※複数の実施主体で事業を実施しますが、表記の都合上代表する実施主体のみ記載しています。

3 目標Ⅲ：人材育成・連携体制づくり

施策分野	施策名称	実施主体	新規	重点
(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化 <<P24~>>				
1	観光協会の運営支援	観光課		
2	観光マーケティングの推進	鎌倉市観光協会		
3	文化・芸術活動が活発に行われる場の提供	文化課	新規	
4	伝統的工芸品等の担い手の支援	商工課		
5	(公財) 鎌倉風致保存会への支援事業	みどり公園課		
(2) 持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり <<P25~>>				
1	オーバーツーリズム解消に向けた連携体制の構築	観光課※	新規	
2	鎌倉藤沢観光協議会における地域一体の取組強化	観光課※		
3	鎌倉にゆかりのある協議会への参画・連携	観光課※	新規	
(3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供 <<P26~>>				
1	小中学生向け課外授業ガイドの発行	観光課		
2	課外授業・修学旅行等に係る情報の充実	鎌倉市観光協会	新規	
3	大学生等向けの調査研究フィールドの提供	観光課	新規	
(4) 鎌倉サポーター(鎌倉市を愛する応援者)を増やす <<P27~>>				
1	外国人向け鎌倉ガイド事業	鎌倉市観光協会		
2	鎌倉の深い魅力を伝える観光ガイドの育成	観光課※	新規	
3	ふるさと寄附金を通じた観光事業の活性化のための返礼品開拓	産業課	新規	

※複数の実施主体で事業を実施しますが、表記の都合上代表する実施主体のみ記載しています。

4 目標Ⅳ：多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実

施策分野	施策名称	実施主体	新規	重点
(1) 歴史的・文化的資源を活かした観光まちづくり			《P28～》	
1	日本遺産ロゴマークを活用した周知作業	観光課※	新規	
2	伝統鎌倉彫の振興	産業課		
3	文化芸術事業の開催、振興事業	鎌倉市観光協会		
4	観光行事開催事業	鎌倉市観光協会		
5	文化施設の運営	文化課		
(2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進			《P30～》	
1	着地型観光事業	鎌倉市観光協会※		重点
2	交通体系整備事業	都市計画課		
(3) 観光資源に関する効果的な情報発信			《P31～》	
1	ホームページや SNS を活用した観光情報発信及び提供	鎌倉市観光協会※		
2	ハイキングコースの紹介	観光課		
3	かまくらお店紹介ホームページ	産業課		
4	大型バスの乗降場所や待機場所の情報提供	交通計画課		
(4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ			《P32～》	
1	文化財の公開活用	文化財課		
2	景観資源の保存と活用	都市景観課		
3	旧華頂宮邸の保存と活用	都市景観課		
4	博物館における文化財の保存・活用	生涯学習課		
5	広く美しい砂浜の保全	環境保全課		
(5) 新たな観光資源の発掘・開発と活用			《P34～》	
1	鎌倉ビーチフェスタ	鎌倉商工会議所		
2	オクトーバーフェスト k a m a k u r a	鎌倉商工会議所		
3	ブルーフラッグ認証に基づく取組の推進	観光課		
4	農産物等ブランド事業	農水課		

※複数の実施主体で事業を実施しますが、表記の都合上代表する実施主体のみ記載しています。

第3章 個別施策の詳細

* 重点施策・新規施策にはスケジュールも記載しています。

1 目標 I：観光がもたらす豊かさの実感

(1) 観光がもたらす経済的社会的効果の共有

I(1)-1 観光統計に関する総合調査の実施

継続

市（観光課）

- 本市の観光統計や事業実績を取りまとめた情報誌を作成し公表するとともに、観光施策の企画・立案に活用する。また、本市を取り巻く状況や観光にかかる取組などを分かりやすくまとめ、広く市民に周知する。

I(1)-2 観光にかかる取組や効果についての市民周知

重点

継続

市（観光課）

- 本市を取り巻く状況や観光にかかる取組などを分かりやすくまとめた『鎌倉市の観光事情』を発行するとともに、内容を見直し、観光がもたらす経済的・社会的効果をより分かりやすくまとめ、広く市民に周知する。

令和8年度

- 『鎌倉市の観光事情』発行
- 発信方法の検討、調査内容の精査

令和9年度

- 『鎌倉市の観光事情』をリニューアルし新たな情報誌を発行

令和10年度

- 新情報誌発行

(2) 責任ある観光(レスポンスブルツーリズム)の推進

I(2)-1 観光マナーの周知・啓発

継続

市(観光課、ごみ対策課)

- ホームページ、SNS や観光パンフレット等でもマナーの案内を行う。
- マナー条例やそれをピクトグラムで表現した多言語看板を作成し、希望する店舗などに配付する。また、鎌倉市への修学旅行を予定している学校に観光マップなどを送付する際には、マナーを周知するためのチラシを同封するなど、観光旅行者のマナー向上を図る。
- また、観光ごみに対する3R推進のため、観光旅行者や滞在者及び事業者にごみの発生抑制や、本市の分別ルールの徹底などへの協力を呼びかける。

I(2)-2 外国人向け観光マナー周知・啓発パンフレットの作成・配布

継続

市(観光課)

- 文化が異なる訪日外国人旅行者に対し、日本における観光マナーを適切に周知するため、多言語での記載や、ピクトグラムなどを使用した視覚的に分かりやすい表現により訴求する。

I(2)-3 オーバーツーリズム解消に向けた取組

重点
新規

市(観光課、交通計画課、市民安全課、環境保全課)

- 特定の地域、時間、場所において発生する観光混雑について、地域の自治・町内会や関連事業者と協力・連携をしながら、オーバーツーリズム対策に取り組む。
- 地域住民の声を聴き、個々の事情や地域の実情を把握した上で、先進事例の研究、国の実証事業や補助事業等の活用をしながら、課題解決に向けて着実に取り組みを進める。

令和8年度

令和9年度

令和10年度

- 課題解決に向けた先進事例の研究や新たな対応策の実施

- 改善が図られない場合は更なる対応を検討
- 課題解決や対応策の先進事例研究

- 改善が図られない場合は更なる対応を検討
- 課題解決や対応策の先進事例研究

I(2)-4 落書き防止・ごみ不法投棄の監視

継続

市(環境保全課)、神奈川県

- 市、関係機関、事業所及び市民活動団体と協働して落書きのないまちづくりを進める。
- 落書きされにくい環境、落書きに気付く体制、落書きをされたらすぐ消す体制を構築する。
- 3箇月に1度、県と合同による不法投棄パトロールをはじめ、現場調査の際に随時パトロールを実施し、不法投棄や落書きのないまちの実現に向けた対策を実施する。

I (2) -5 ごみ持ち帰り啓発のためのクリーンキャンペーン

新規

市（環境保全課）

- 鎌倉を訪れる観光旅行者及び市民を対象に、まち美化推進員と共にごみの持ち帰りの啓発活動を行うとともに、周辺の清掃を行う。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
実施	継続	継続

第1章

実施計画（アクションプラン）の概要

第2章

個別施策一覧

第3章

個別施策の詳細

第4章

実施体制

（3）観光にかかる原因者・受益者負担の仕組みの導入

I（3）-1 宿泊税等の原因者・受益者負担の仕組みの導入

重点

新規

市（観光課、市民税課）

- ▶ 観光にかかる施策の財源について、市民だけが負担するのではなく、観光旅行者にもしっかりと負担を求める原因者・受益者負担の仕組みを導入し、受入環境の整備、観光推進のための体制強化や市民と観光旅行者の調和等の様々な課題に対応するための安定した財源確保を図る。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宿泊税等観光財源に関する検討委員会での議論 ▶ 入湯税の課税開始 ▶ 持続可能な観光財源の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宿泊税の課税開始 ▶ その他の観光財源の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宿泊税課税 ▶ その他の観光財源の実装に向けた調整

I（3）-2 公衆トイレ有料化の仕組みの導入

重点

新規

市（観光課）

- ▶ 公衆トイレの清掃や光熱水費等に係る維持管理費の確保のために、主要観光地の公衆トイレを有料化することを検討する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有料化できる既存トイレの調査・検討 ▶ 有料化に係るコストの検証 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新設トイレの有料化検討 	継続

I（3）-3 マナー条例・クリーンかまくら条例の見直しの検討

重点

新規

市（観光課、環境保全課）

- ▶ 鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例（マナー条例）や鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーンかまくら条例）等を見直し、実効性の高い制度の構築に向けて検討する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 先進事例の調査研究 	継続	継続

（4）地域に恩恵をもたらす観光旅行者の誘致

I（4）-1 清潔で美しいまちづくりの推進

継続

市（環境保全課）、鎌倉市観光協会

- 自主的な美化活動の推進やごみのポイ捨て、散乱が生じないような対策の推進及びごみの持ち帰りの普及啓発活動を推進する。（アダプト・プログラムの推進、クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進、路上喫煙防止の推進、まち美化統一クリーンデーの実施）
- 鎌倉市のまち美化に向けた地域貢献活動を行う。
- 史跡めぐり下見時に「ごみ拾い」を実施する。
- 市主催の清掃活動（クリーンアップ運動）に参加する。
- 鎌倉周辺年末クリーン大作戦を実施する。

I（4）-2 海水浴場マナー条例や海・浜のルールブックの周知

継続

市（観光課、環境保全課）

- 誰もが安心して快適に楽しめる海水浴場の運営や海浜の保全のため、鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例（海水浴場マナー条例）の周知を行い、条例の遵守を呼びかけるとともに、「鎌倉海・浜のルールブック」の周知を行う。

I（4）-3 体験型ふるさと納税の拡充

新規

市（産業課）

- 鎌倉に実際に来訪して、鎌倉の文化などの魅力を体験してもらえるような返礼品を拡充し鎌倉ファン（リピーター）を獲得する。具体的には、鎌倉市内にある店舗等での食事券や宿泊券の提供充実を通じて、域内での消費の拡大などを図る。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> 他市情報収集 （市内飲食店宿泊施設を中心に）「鎌倉の魅力」が詰まった食事や宿泊施設の情報収集 ふるさと納税返礼品としての提供及び追加 	継続	継続

2 目標Ⅱ：誰もが安全・快適に過ごせる受入環境の整備

(1) 分散型観光の推進

Ⅱ(1)-1 日本遺産を活用した分散型観光の推進

新規

市（観光課）、日本遺産いざ鎌倉協議会

- 特設サイトや SNS 発信等の周知、案内板等の現地の整備により、日本遺産の構成文化財間の周遊を促進する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ルート板設置等による現地整備の拡充 ➤ SNS 発信等による周知の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 継続（現地整備については、周遊性向上の上で必要がある場合実施） 	継続

Ⅱ(1)-2 混雑を避けた快適な観光のための情報発信

継続

市（観光課）

- 鎌倉観光混雑マップなどを用いて混雑情報についてリアルタイムで発信することで、過度な混雑の緩和を図る。
- 加えて、リピーターに向けて、まだ知られていない鎌倉の観光スポットの情報を発信することで、観光旅行者の分散を促す。

Ⅱ(1)-3 交通環境整備事業

継続

市（交通計画課）

- 安全で快適な交通環境の整備に向け、交通需要マネジメント施策であるパークアンドライド等、公共交通への誘導策を進める。
- また、（仮称）鎌倉ロードプライシングの社会実験を行い、本格導入を目指す。

(2) 泊まる観光の推進

II(2)-1 泊まる観光の魅力の発信

継続

市（観光課）、鎌倉市観光協会

- ▶ 早朝観光の推進や夕～夜間にかけての観光振興及びPRなどの情報発信を通じ、宿泊してこそ体感できる鎌倉観光の魅力を創出する。また、滞在時間の延長と観光消費の拡大、さらにはオーバーツーリズムの緩和を視野に入れた取組とする。

II(2)-2 鎌倉に合った民泊の適切な運用

継続

市（地域共生課）

- ▶ 鎌倉の魅力を最大限に引き出し、観光旅行者と地域住民双方にとってより良い環境を構築するために、民泊の適切な運用を行う。
- ▶ 鎌倉の歴史的・文化的背景や住環境を尊重し、地域住民の安心・安全を確保するため、住宅宿泊事業法等の関連法令及び「鎌倉市民泊ガイドライン」に基づく適正な運営を徹底する。また、関係機関と連携し、鎌倉市の実情に即した行政指導を積極的に行う。
- ▶ 生活環境の悪化を防止する観点から、神奈川県に対して県条例による民泊の制限措置の実現に向けた働きかけを引き続き推進する。

II(2)-3 宿泊業に対する支援制度の運用

継続

市（産業課、観光課）

- ▶ 鎌倉市企業立地等促進条例及び鎌倉市企業立地整備費等助成制度に基づき、市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業の誘致を図る。
- ▶ 宿泊税等の観光財源を活用した、宿泊事業者への支援策を検討する。

II(2)-4 鎌倉に合った宿泊施設の誘致

新規

市（公共施設課）

- ▶ 豊富な観光資源を有する本市の観光に資するため、公有地の中で適する場所に、鎌倉の風土や景観に調和した宿泊施設や休憩施設・利便施設の誘致・整備を推進する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
関連計画への位置付け	ニーズ等調査・用地選定	事業化に向けた準備

(3) 住民と観光旅行者が共に安心できる防災対策の推進

II(3)-1 災害情報伝達体制の充実

継続

市(総合防災課)

- 防災行政用無線や防災・安全情報メールにより、防災情報を多言語で発信するなど、市民及び観光旅行者へ確実に防災情報を提供する。
- 県防災行政通信網等を活用し、災害時の情報収集や関係機関等との連絡体制の多重化を図る。

II(3)-2 備蓄食糧・資機材の整備

継続

市(総合防災課)

- 市民及び観光旅行者の避難対策として、年度ごとに備蓄品(災害用毛布・備蓄食糧・飲料水、災害対応資機材等)を整備する。

II(3)-3 救急情報の提供・啓発

継続

鎌倉市観光協会

- 観光案内所での情報提供やホームページ等での告知及び情報発信を行う。

II(3)-4 誰もが安全・安心で快適に過ごせる海水浴場の開設と運営

継続

市(観光課)

- 誰もが安全で快適に海水浴を楽しむことができるよう、安全確保のための諸設備の整備及び監視業務等を行う他、津波避難訓練等を通じた防災対策、マナー向上のための警備や周知啓発等を行う。

（４）誰もが利用しやすい観光受入環境の充実

Ⅱ（４）-１ 公衆トイレの整備

重点

継続

市（観光課、環境保全課、管財課）

- 市域の主要観光地に、需要に応じて公衆トイレの整備や洋式化等の改修を進める。
- トイレ不足地域は、民間の土地利用転換の機会での設置協力依頼や、民間への設置補助等を通じて、公衆トイレの確保に努める。
- 既存の公衆トイレの適切な維持管理と美化・清掃を行う。
- トイレの設備や器具に故障や不具合が発生した場合は、できるだけ速やかに必要な修繕や応急措置を行う。

令和8年度

令和9年度

令和10年度

- 維持管理の実施
- 洋式化も含めた改修や修繕の実施
- 新たな公衆トイレの適地の調査
- 公衆トイレの設置の補助

継続

継続

Ⅱ（４）-２ Wi-Fi 接続環境の維持管理

継続

市（観光課）

- 観光旅行者が多く訪れる市内の観光エリアに設置している屋外型 Wi-Fi 機器について、接続環境を適切に維持管理していく。

Ⅱ（４）-３ 観光関連施設の管理、運営事業

継続

鎌倉市観光協会

- 鎌倉宮前駐車場や、鎌倉駅の東口、西口にある各観光案内所の運営を行う。東口の案内所は国内外のお客様に対し広く観光案内を行っており、西口の観光案内所では、日本遺産の普及とプロモーションを目的とした観光案内に取り組む。
- 駅前の観光案内を充実するため、適地の検討を行う。

（5）観光案内の充実

Ⅱ（5）-1 観光案内板等の整備

継続

市（観光課）

- 観光旅行者が安全で快適に観光できるよう、多言語に対応した観光案内板やルート板等の整備等を行う。

Ⅱ（5）-2 観光案内所の運営

継続

市（観光課）

- 観光旅行者の受入態勢の充実を図り、国内外から訪れる観光旅行者に対し、鎌倉の魅力とともに観光情報を適切に伝えることにより、地域の振興と発展に寄与し、併せて外国語での対応により国際観光の振興に寄与する。

Ⅱ（5）-3 観光案内図の提供

継続

市（観光課）

- 観光案内図や観光マップ鎌倉などの各種観光マップを作成し、国内外の観光旅行者に必要な観光情報を提供する。

Ⅱ（5）-4 日本遺産を活用した案内・誘導

継続

市（観光課）、日本遺産いざ鎌倉協議会

- 特設サイトや SNS による日本遺産情報の発信等により、まだ広く知られていないスポットや、知られざる鎌倉の新たな側面を紹介する事で、より深く鎌倉の魅力を知ってもらう。

(6) 歩いて楽しめる美しい観光まちづくり

II(6)-1 ハイキングコースの情報収集及び情報発信

継続

市(観光課)

- ▶ 市民協働事業により公益財団法人風致保存会によるパトロールを行い、快適なハイキングコースの確保や、定期的な情報収集を実施する。
- ▶ 必要に応じて危険箇所を表示するとともに、観光客が道に迷いにくいよう掲示する。また、ピクトグラム等の分かりやすい表示を追加する等、市民やハイカーが安全に通行できるように情報発信を行う。

II(6)-2 徒歩散策コースの案内や散策地図の提供

継続

市(観光課)

- ▶ ホームページで、主な観光スポット周辺エリアにおける徒歩圏内の散策モデルコースを紹介する。
- ▶ 観光旅行者に人気の地域を対象に、徒歩散策に適した観光案内地図を作成して配布する。

II(6)-3 荷物預かりサービスの拡充支援

継続

鎌倉市観光協会

- ▶ 手荷物預かり拠点の拡充に加え、宿泊施設との連携による手荷物配送や団体向けサービスを取り入れ、手ぶら観光の向上、周遊観光の推進を図る。

3 目標Ⅲ：人材育成・連携体制づくり

(1) 観光の担い手の能力の向上と多様な担い手の活動の活性化

Ⅲ(1)-1 観光協会の運営支援

継続

市（観光課）

- 本市において様々な観光主体のネットワークの中心的な役割を担う、鎌倉市観光協会の運営費及び事業費に対する財政支援を行い、更なる観光振興を図る。

Ⅲ(1)-2 観光マーケティングの推進

継続

鎌倉市観光協会

- GPS 人流データ、インバウンド来訪者数調査、ホームページ閲覧分析及び宿泊施設との連携によるアンケート等を収集・整理し、その結果を関係事業者へ提供することで、観光戦略、商品開発等への活用を促進する。

Ⅲ(1)-3 文化・芸術活動が活発に行われる場の提供

新規

市（文化課）

- 市民等の文化・芸術活動が、日常的に展開され、活発に行われることで、鎌倉の魅力や価値がさらに向上できるよう、本市が培った芸術文化をより多くの方に触れていただく場として、市民文化祭を開催する。

令和8年度

令和9年度

令和10年度

開催

継続

継続

Ⅲ(1)-4 伝統的工芸品等の担い手の支援

継続

市（産業課）

- 鎌倉彫第5次振興計画に基づき、伝統鎌倉彫事業協同組合が実施する後継者の確保・育成や需要の開拓に関する事業に対し、支援を行う。

Ⅲ(1)-5 (公財) 鎌倉風致保存会への支援事業

継続

市（みどり公園課）

- 鎌倉の歴史的景観と豊かな自然環境を後世に伝えるために活動している（公財）鎌倉風致保存会の組織の充実を図り、自主的運営の強化を図るため、法人の運営費を補助する。

（2）持続可能な観光まちづくりに向けた連携体制づくり

Ⅲ（2）-1 オーバーツーリズム解消に向けた連携体制の構築

新規

市（観光課、交通計画課、市民安全課、環境保全課）

- ▶ 国・県・市、交通事業者、地元事業者、地域自治会等の関係機関で構成するオーバーツーリズム対策に係る協議体を必要に応じて立ち上げ、地域課題の情報共有を行うと共に、解決に向けて機動的に連携体制を取る。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
▶ オーバーツーリズム対策に係る協議会の連携強化に向けた実効性の高い協議会の検討	▶ 協議会での検討を踏まえた実効性のある対策事業の実施	継続

Ⅲ（2）-2 鎌倉藤沢観光協議会における地域一体の取組強化

継続

市（観光課）、鎌倉市観光協会

- ▶ 鎌倉市、藤沢市、両観光協会及び交通事業者で構成する鎌倉藤沢観光協議会において、鎌倉・江の島地域における一体的な観光施策を進めることで、情報発信等の事業の効率化、観光の周遊・分散化及び観光旅行者の滞在時間の延長を図り、地域課題の解決や、新たなニーズの掘り起こしを図る。

Ⅲ（2）-3 鎌倉にゆかりのある協議会への参画・連携

新規

市（観光課）、鎌倉市観光協会

- ▶ 東大寺サミットや足利氏ゆかりの会等、鎌倉の歴史文化と深い関わりのある協議会に参画し、関係自治体等との連携を深めつつ、鎌倉の歴史文化の深い魅力を発信する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
連携	継続	継続

(3) 教育・学習・研究と相互理解に関する機会の提供

Ⅲ(3)-1 小中学生向け課外授業ガイドの発行

継続

市(観光課)

- 鎌倉を訪れる小中学生の課外授業で活用できる教材として、「課外授業ガイド」を発行し、販売する。

Ⅲ(3)-2 教育旅行に係る情報の充実

新規

鎌倉市観光協会

- 課外授業や修学旅行等で鎌倉を訪れる学生等が鎌倉のまちを知るための事前学習素材として、教育旅行に係る情報の充実を図る。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
➤ HP 鎌倉観光ガイドにおける教育ページによる情報発信提供を行う	継続	継続

Ⅲ(3)-3 大学生等向けの調査研究フィールドの提供

新規

市(観光課)

- 鎌倉を対象とした調査研究を行う大学生等が、自身の研究を深める機会を提供する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
➤ 実証的に研究発表会を開催	➤ 実証の有効性を踏まえ実施	継続

（４）鎌倉サポーター（鎌倉市を愛する応援者）を増やす

Ⅲ（４）-1 外国人向け鎌倉ガイド事業

継続

鎌倉市観光協会

- 鎌倉市観光協会が支援するガイド団体「鎌倉ウェルカムガイド」が実施する事前申込制の一般ガイドや、主要な観光地を巡る定点ガイド活動等、多言語でガイドする活動を行う。

Ⅲ（４）-2 鎌倉の深い魅力を伝える観光ガイドの育成

新規

市（観光課）、鎌倉市観光協会

- 鎌倉の歴史文化や日本遺産について広く語ることでできるガイドの育成や、各種団体が実施するガイドの育成支援を行う。
- 多様なガイド活動がしやすい環境整備を図る。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガイド団体との連携事業の実施 ➤ ガイド養成講座に対する研修支援 	継続	継続

Ⅲ（４）-3 ふるさと寄附金を通じた観光事業の活性化のための返礼品開拓

新規

市（産業課）

- ふるさと寄附金の資金使途「かまくらに訪れる観光客の方が快適に過ごせるために」の受入額が増えるよう、鎌倉の魅力を伝えられるふるさと納税返礼品を開発する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他市情報収集 ➤ （市内飲食店や社寺を中心に）「鎌倉らしさ」を体験できるプログラムの検討（座禅、精進料理、風光明媚なレストランなど） ➤ ふるさと納税返礼品としての提供及び追加 	継続	継続

4 目標Ⅳ：多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実

(1) 歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくり

Ⅳ(1)-1 日本遺産ロゴマークを活用した周知作業

新規

市（観光課）、日本遺産いざ鎌倉協議会

- 鎌倉の日本遺産ストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的として、地域産業による日本遺産ロゴマークの活用を促し、産業のブランド力向上、地域活性化につなげる。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
➤ 鎌倉の日本遺産ストーリーロゴマークの周知	➤ 鎌倉の日本遺産ストーリーロゴマークの商品等への掲載	継続

Ⅳ(1)-2 伝統鎌倉彫の振興

継続

市（産業課）

- 鎌倉彫振興事業所の維持管理を行う。
- 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会に加入し、情報収集を図る。
- 鎌倉彫第5次振興計画に基づき、伝統鎌倉彫事業協同組合が実施する需要の開拓に関する事業、原材料確保に関する事業などに対し、支援を行う。

Ⅳ(1)-3 文化芸術事業の開催、振興事業

継続

鎌倉市観光協会

- 鎌倉新能・鎌倉プロモーションフォトコンテストを開催する。鎌倉新能では、誰もが楽しめる伝統文化を目指し、多言語対応やタブレットによる解説サービスなども取り入れ、鑑賞の充実を図る。

Ⅳ(1)-4 観光行事開催事業

継続

鎌倉市観光協会

- 鎌倉まつり（行列巡行・静の舞・野点席）や実行委員会による鎌倉花火大会の運営を行う。

IV(1)-5 文化施設の運営

継続

市（文化課）

- 鎌倉ゆかりの文学者の著書・原稿・愛用品等を収集、保管及び展示等を行う。
- 川喜多長政・か시코夫妻の業績を永く後世に伝えるとともに、本市における映画文化の発展に資するため、映画資料の展示及び上映等を行う。
- 鍋木清方の業績を永く後世に伝えるとともに、本市の芸術文化の発展に資するため、鍋木清方の作品の展示等を行う。

(2) 地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進

IV(2)-1 着地型観光事業

重点

継続

鎌倉市観光協会、市(観光課)

- 観光旅行者が特別な体験をすることができるよう、鎌倉の社寺と連携することで各社寺が持つ文化財を特別に公開し、鎌倉市の博物館の学芸員や鎌倉研究の専門家が解説を行う「出張鎌倉ミュージアム」を拡充する。
- 地域事業者と連携したガイドツアーを実施する。
- 地域資源を活用したイベント等への後援等を行う。

令和8年度

令和9年度

令和10年度

- 年4回の事業実施

- 企業等連携先の拡大

- 事業実施回数の拡大

IV(2)-2 交通体系整備事業

継続

市(交通計画課)

- 公共交通の充実及び利用促進を図るため、新たな移動交通システム等の導入を目指し、自由な移動と交流を促進する交通体系を整備する。

(3) 観光資源に関する効果的な情報発信

IV(3)-1 ホームページやSNSを活用した観光情報発信及び提供

継続

鎌倉市観光協会、市（観光課）

- 鎌倉観光公式ガイドやSNSを通じ、花の開花情報やイベント情報等のタイムリーな観光情報の提供を心がけ、来訪者支援、回遊促進、混雑緩和につなげる体制を整備する。

IV(3)-2 ハイキングコースの紹介

継続

市（観光課）

- ホームページ、「課外授業ガイド」等の観光パンフレットや観光案内板において、ハイキングコースの紹介を行い、豊かな自然環境が持つ魅力を伝える。

IV(3)-3 かまくらお店紹介ホームページ

継続

市（産業課）

- 鎌倉市のホームページ上に、市内の小売業、飲食業、サービス業等の店舗を紹介するページを設け、広く情報提供を行う。
- 商店街団体への加入を条件に、既存の掲載店舗及び新規で掲載を希望する店舗からの求めに応じて、随時、掲載情報を更新する。

IV(3)-4 大型バスの乗降場所や待機場所の情報提供

継続

市（交通計画課）

- 大型観光バスの路上での乗降又は待機を回避させるため、バス会社や旅行会社に対して適切な乗降場所や待機場所の情報提供を行う。

(4) 観光資源の保全・整備・磨き上げ

IV(4)-1 文化財の公開活用

継続

市(文化財課)

- 史跡永福寺跡、大町釈迦堂口遺跡などの史跡の環境整備、公開を進める。
- 有形文化財の適切な保存修理、公開活用を進める。
- 郷土芸能団体の育成のため、芸能を披露する場として大会等を開催する。

IV(4)-2 景観資源の保存と活用

継続

市(都市景観課)

- 景観重要建築物等の外観修繕等に係る費用を助成する。
- 景観重要建築物等の保存と活用を行うことで、地域の個性を生かした魅力的な都市景観の形成を進める。
- 普及啓発事業(こども景観セミナー、地下道ギャラリーでのパネル展示等)を実施する。
- 景観整備機構の活動を支援するため、情報等を共有する。

IV(4)-3 旧華頂宮邸の保存と活用

継続

市(都市景観課)

- 庭園公開管理・屋内清掃業務等を委託し、週4日の庭園公開並びに年4回の建物及び和館庭園部分の公開を実施する。
- 維持保全のための建物各種修繕及び庭園管理作業委託を実施する。
- 地元ボランティアの継続的な活動を支援し、協力体制の充実を図る。

IV(4)-4 博物館における文化財の保存・活用

継続

市(生涯学習課)

- 本市が管理運営する鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の機能を強化するとともに、歴史遺産のデジタル化や、地域と共に行うフィールドワークを通じて、地域とともに歴史遺産を守り伝える鎌倉ミュージアムの構築を目指す。
- 鎌倉国宝館は開館100周年を迎えるため、施設改修や環境整備を実施し展示、収蔵環境の充実を進める。国宝、重要文化財をはじめとする合計5,000点を超える収蔵品の平常展、特別展での公開活用、関連講座等の実施、関係図書の出版・頒布等を行う。
- 鎌倉歴史文化交流館は開館10周年を迎えるため、施設の設備や収蔵環境を整備するとともに、大人から子供までが鎌倉の歴史や文化に親しむことができるよう、企画展や講座、ワークショップや図書の出版・頒布等の教育普及啓発事業を実施する。

IV(4)-5 広く美しい砂浜の保全

継続

市（環境保全課、観光課）

- 公益財団法人かながわ海岸美化財団への清掃事業費負担金を支出する他、連携してビーチクリーンアップを実施する。
- 海岸の衛生環境の保全等を目的として、海の家等で発生する雑排水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備の設置工事を進める。

（5）新たな観光資源の発掘・開発と活用

IV（5）-1 鎌倉ビーチフェスタ

継続

鎌倉ビーチフェスタ実行委員会（事務局：鎌倉商工会議所）

- 由比ヶ浜海岸において特設ステージを設営し、フラダンスやビーチライブなど様々な演目を披露する。
- 会場内でアクセサリ作りなど参加体験型のイベントを実施する。
- その他、模擬店の出店による物販を行う。

IV（5）-2 オクトーバーフェスト k a m a k u r a

継続

鎌倉商工会議所青年部（事務局：鎌倉商工会議所）

- 市役所の駐車場等において、ドイツのオクトーバーフェストにならい、10月に「ビール祭り」を開催する。収益金の一部は、次世代の子どもたちのために、寄付する。

IV（5）-3 ブルーフラッグ認証に基づく取組の推進

継続

市（観光課）

- 由比ガ浜海水浴場における海洋環境への負荷低減及び持続可能な発展を図るため、水質調査や環境教育等を実施する。

IV（5）-4 農産物等ブランド事業

継続

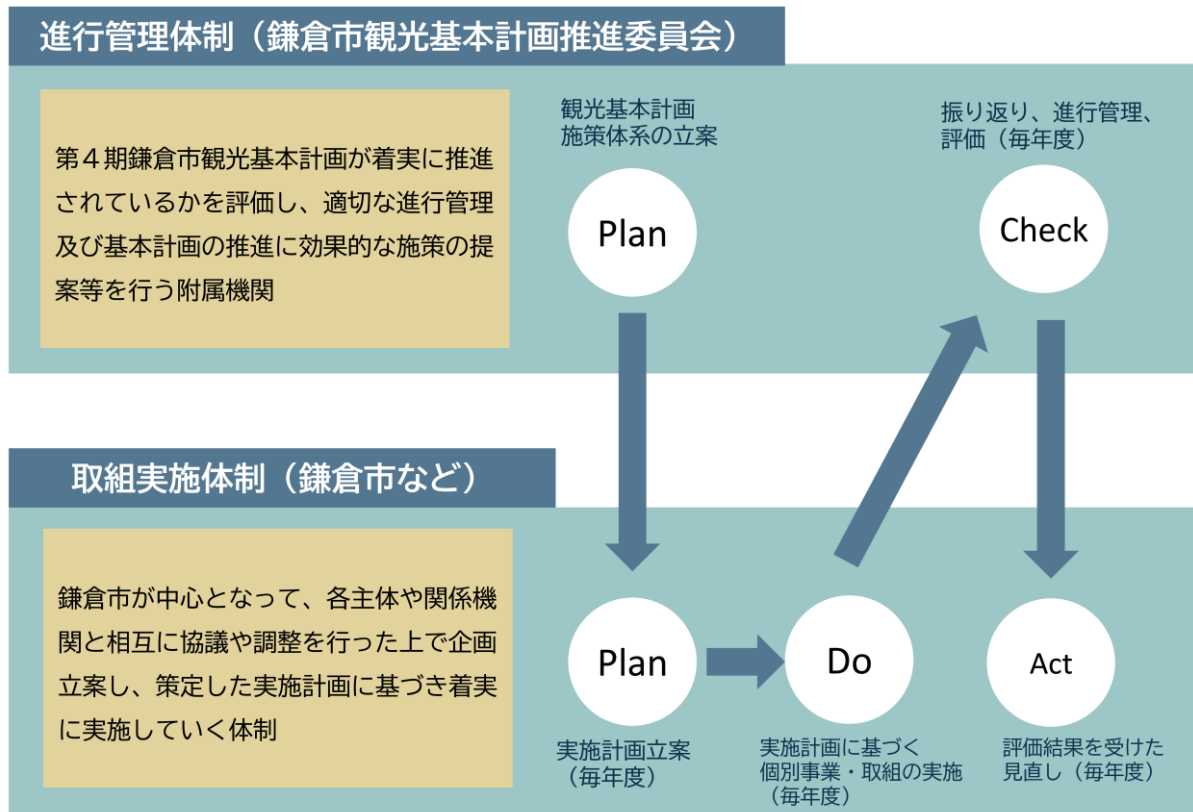
市（農水課）

- 農産物等を入れる袋や箱に「鎌倉ブランドマーク」を表示するなど、消費者への販売促進活動を実施する。
- 鎌倉ブランド会議農産物部会及び全体会議を開催する。
- 鎌倉ブランド堆肥の作成・頒布を行う。

第4章 実施体制

鎌倉市観光基本計画の着実な推進のため、鎌倉市観光基本計画推進委員会において数値や根拠に基づく事業計画とその検証による評価・管理を進めていくため、鎌倉市観光基本計画推進委員会による実施計画の検討結果を元に、各取り組み団体と共に着実に推進します。

【新たな計画の推進体制】





鎌倉市 Kamakura City



令和8年（2026年）3月
発行：鎌倉市 市民防災部 観光課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
TEL 0467-61-3884



日本遺産
鎌倉
KAMAKURA